

空き家バンク制度の

空き家
バンク
とは

この制度は、空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を市の専用サイト等で公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度です。長野市内に空き家を所有し、利活用を検討されている方、または空き家の利用を希望される方は、ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします。

* 空き家バンクへの登録および利用の流れ *

空き家所有者

空き家物件の登録（売りたい・貸したい）を希望する方

① 空き家物件の登録申込

空き家の売買・賃貸を希望する方は所定の書類を市に提出してください。

② 物件確認

市職員と宅建協会の会員業者が物件の現地確認に伺いますので立会いをお願いします。

③ 物件登録

物件が利活用するのに適切だと判断されると正式に登録となります。

利用希望者

空き家の利用（買いたい・借りたい）を希望する方

① 空き家物件情報の提供

登録された物件を専用サイトで情報提供します。

② 空き家物件情報の閲覧

買いたい、借りたい物件がありましたら移住・定住相談デスクにご相談ください。

空き家バンク

（長野市役所）



※市では空き家物件の情報提供や連絡調整を行いますが、空き家物件のあっせん・交渉・契約等は行っていません。

交渉・契約

所有者と利用希望者の当事者間で交渉を行います。宅建業者に仲介を依頼する方法をお勧めします。

空き家を
売却・賃貸
したい方

空き家に
住みたい方

ご相談ください！

長野市企画政策部 人口増推進課 移住・定住相談デスク

電話 026-224-7721

FAX 026-224-5103

メール iju@city.nagano.lg.jp

長野市空き家バンク

検索

